

1 管内の概要

(1) 管内区域

当事務所の管轄する区域は、千葉（市原市を除く）、東葛飾、印旛、香取、海匝、山武及び長生の各都市、計41市町村を包括し、その面積3,048km²は県土総面積の59%に相当します。(令和4年度 千葉県森林・林業統計書)

また、地域人口5,504千人は、県総人口の87.8%を占めています。

(千葉県総合企画部統計課 令和6年3月1日 千葉県毎月常住人口調査報告)

(2) 地形・地質

管内は、北総台地、九十九里平野、上総丘陵に大別されます。

北総台地は標高30～50m程度の平坦な台地で、第4紀洪積世の成田層群とその上部の関東ローム層からなり、その土壌は火山灰を母材とする黒ボク土壌です。

九十九里平野及び東京湾岸低地等は、第4紀沖積世の砂質の堆積物からなり、砂土又は砂壤土です。

形状は、樹枝状に開析された谷津田地形で平野部につながりますが、両者が直接接する場所では急崖をなしており、しばしば山地災害を引き起こしています。

なお、長生地域の一部は標高50～100mの上総丘陵が占め、その地質は上総層群を主体とする砂岩、泥岩及びその互層からなり、土壌はこれらを母材とする褐色森林土壌です。

(3) 気象

管内の主な観測地点の気象は、下表のとおりです。銚子などの海岸部は温暖な海洋性気候を示し、内陸部の佐倉市では気温が1℃ほど低く、降水量も少なくなっています。

観測地点	年平均気温(℃)	年間降水量(mm)
銚子市	15.8	1,712
横芝光町	15.2	1,509
佐倉市	14.8	1,456
千葉市	16.2	1,455

(気象庁HPデータ 1991～2020平均)

(4) 森林・林業の概況

管内の森林面積は45,224haで、県総森林面積の31.2%を、森林蓄積は、797万m³で県総蓄積の30.3%を占めています。

(参照：参考資料 「1 地区別森林の現況」)

〈 管内の森林・林業の沿革 〉

管内の大部分を占める北総地域の森林は、近世以降の農業の発展とともに、燃料や肥料の供給をはじめとする農用林や薪炭林として利用され、燃料や木材の供給地でもありました。

用材生産の林業としては、現在の山武市を中心とする地域でスギの植林による山武林業が、17世紀頃から成立していました。

昭和50年代には、県内に広く分布していたアカマツ・クロマツが松くい虫の被害を受け、特に、内陸のマツは全滅に近い状態となりました。

昭和60年代以降、県北部のサンブスギ林を主体に、非赤枯性溝腐病の罹病が拡大し、現在、大部分のサンブスギ林が被害を受けています。

地域の森林所有者を取り巻く林業の経営環境は、昭和40年代からの都市近郊における地価の高騰、昭和50年代後半からの材価の長期低迷、林業の担い手の減少と高齢化、マツ林やサンブスギ林の病虫害による枯損などにより極めて厳しい状況が続いています。

〈 施策の展開 〉

昭和60年代以降、九十九里海岸県有保安林において、地下水位の影響などにより、クロマツ林の過湿による枯損が進み、松くい虫による被害と相まって、海岸林の荒廃が進んでいます。このため、松くい虫の防除とともに盛土を行いクロマツ等の植栽を実施しています。

管内の民有林については、造林事業、災害に強い森づくり事業（令和2年度～）等を利用して、令和元年台風等による風倒被害森林の整備を推進しています。

また、サンブスギ非赤枯性溝腐病の被害林については、サンブスギ林総合対策事業（令和元年度～）を活用し、緊急に整備すべき森林を再生するため罹病木を伐採し新たにスギやヒノキなどを植栽するなどの森林整備を行い、併せて再生に伴い生産される木材の利用を推進することとしています。

一方、東葛飾、印旛、千葉市などの地域においては、平成15年5月に千葉県里山条例が施行されたことにより、都市住民等の参画による森林整備など里山活動が展開されています。

〈 東日本大震災への対応 〉

平成23年3月11日の東日本大震災における津波により、九十九里海岸北部地域を中心に甚大な被害が発生しましたが、当事務所が管理する海岸保安林においても、砂丘（土塁）の欠損や浸入した海水によりクロマツなどの植栽木が枯損するなど、約31ヘクタールで5億円を超す被害を受けました。

そのため、平成24年5月には「千葉県海岸県有保安林整備指針（九十九里地区）」を策定し、被害の復旧と併せて、海岸県有保安林が将来の津波被害に対して減災効果を発揮できるよう砂丘の嵩上げや植栽を進め、自然災害に強い海岸保安林の再生を目指すこととし、砂丘の嵩上げは平成28年度事業をもって完了し、現在、植栽を進めています。植栽は令和5年度末現在、計画の約240haのうち約173haが終了しています。

〈令和元年の台風災害への対応〉

① 森林被害（風倒木）への対応

令和元年9月9日に房総半島を通過した台風第15号【房総半島台風】をはじめとする度重なる台風被害により、当事務所管内の森林においても山武市をはじめ、多くの風倒木等の森林被害が発生し、森林の公益的機能が損なわれました。

このため、従来の間伐等や森林病虫害対策の森林整備に加え、災害発生時に風倒木が道路や送配電線、家屋等に対して危険を及ぼすことがないように、関係市町村と連携を図りながら、道路や送配電線などのインフラ施設周辺の森林の整備を進めています。

② 山地災害の対応

台風第21号に伴う大雨【10月25日の大雨災害】により、当事務所管内では、長柄町を中心とする長生地区やその他において120箇所の山腹崩壊が発生し、多くの人家等が被害を受け尊い命が奪われる土砂災害もありました。

当事務所では、この山地災害に対し管内の土木事務所及び市町村と連携し、緊急に復旧が必要な箇所については、国の災害関連予算を取得し、令和3年度末までに県営の工事である災害関連緊急治山工事を22か所、市町村営の工事である林地崩壊防止事業を完成させました。

令和4年度に国の通常事業である復旧治山工事を1か所、緊急予防治山工事を1か所、緊急総合治山工事を4か所着手、令和5年度に緊急総合治山工事を1か所着手しました。令和6年度においても緊急総合治山工事を1か所着手予定で、その工事の完成をもって全て完了の予定です。

〈森林環境譲与税の利用についての市町村支援〉

国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止に向けて、市町村が実施する森林整備等に必要な財源を確保するために、平成31年4月に施行された「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」により、各市町村に配分されている環境譲与税の管内市町村の利用状況については、少ないところでは、1.4%、多いところで100%とばらつきが多く、平均すると、印旛支所管内の市町村において45.1%、本所管内の市町村において33.1%となっています。

森林環境譲与税の活用については、林業普及指導員が中心となって千葉県森林経営管理協議会と連携して市町村指導・助言を進めてきましたが、令和6年度から森林環境税の徴収が開始されることも鑑みながら風倒木対策等の単独事業の創設や国庫補助事業への補助金の上乗せ制度の創設等、地域の実情に応じた利用が進むようきめ細やかな支援に努めていきます。